平成11年9月26日　第1268号　発行：湯沢町役場総務課

広報 ゆざわ

湯沢町町民憲章

わたしたちのねがい

美しい自然につつまれた雪のまち湯沢
清らかな愛情あふれるまち
すこやかな活力みなぎるまち
さわやかな誰もが訪れたいまち
みんなで力をあわせ
豊かで明るく住みよい
文化の香り高いまちをつくりましょう



生涯を通じ、楽しみながら健康づくり

湯沢町健康づくり週間　10月4日～10日

○健康づくり週間の催し物○

パネル展示　「わが町の健康の実態」基本健診結果10年の推移・肝機能障害の実態ほか
4日～8日：湯沢町公民館　　9日～10日：カルチャーセンター

健康相談　体脂肪率測定・アルコール体質判定検査ほか
4日～8日：保健センター　　10日：カルチャーセンター

4㈪	**骨粗しょう症健診・予防教室** 対象：19歳以上の女性　料金：500円 保健センターにお申し込みください。	9:00～16:00	湯沢町公民館
5㈫	**子ども広場** おもちゃで自由に遊べます。	8:30～12:00	
	ふれあいレストラン 試食、献立集販売	11:00～13:30	
7㈭	**めばえコンサート**	10:30～11:30	カルチャーセンター
9㈯	**三屋裕子の楽しいバレーボール教室** 見学自由です。	14:00～16:30	
10㈰	**駅伝大会**	9:00スタート	陸上競技場
	健康ウォーク 参加賞、抽選会あり。ご参加ください。	9:00受付	カルチャーセンター
	くらしを考える会 新鮮野菜市、じゃがべー販売、パネル展示	9:00～	
	ギネス大会	10:00～	陸上競技場
	ミニ赤十字デー 炊き出し、ビデオ上映、救急法	10:30～	カルチャーセンター
	健康汁サービス	11:00～	
	ソフトバレー	12:30～	

10月1日から「要介護認定」申請受け付け開始

介護保険

21世紀の半ばには3人に1人が高齢者という時代を迎えようとしています。年老いたときの最大の不安要因＝「介護」を社会全体で支えようというのが介護保険制度です。

平成12年4月にスタートする介護保険のサービスを利用するためには、寝たきりや痴呆など介護が必要かどうか、また介護の必要な度合いの判定(要介護認定)を受けることが必要です。その申請の受け付けがいよいよ10月1日から始まります。

保険証一枚で、いつ、どこの病院でも治療が受けられる医療保険とは異なり、介護保険は「要介護認定」により介護や支援が必要な状態と認定された後でサービスを利用することになります。

町では、この「要介護認定」の申請受け付けを下表の日程で行います。(申請した方すべてが介護保険のサービスを利用できるものではありませんので、ご注意ください。)

【問い合わせ】
福祉保健課
TEL84・4560



対象地区	受付期間	時間	受付場所
大字三国	10月1日～10月31日	8：30 ～ 17：15	湯沢町役場内 ◆福祉保健課 ◆保健センター 福祉センター内 ◆在宅介護支援センター ◆社会福祉協議会
大字三俣	11月1日～11月30日		
大字神立	12月1日～12月28日		
大字土樽	1月4日～1月31日		
大字湯沢	2月1日～2月28日		
全町	3月1日～3月31日		

※土曜、日曜、祝日を除きます。ご自分の都合の良い場所をご利用ください。
※既にサービスを受けている方には、個別にご案内をします。

要介護度表

要支援		日常生活はできるが、歩行などが不安定。
要介護	1	歩行、立ち上がりなどが不安定。入浴や排せつに一部手助けが必要。
	2	歩行、立ち上がりが一人でできない。入浴や排せつに手助けが必要。
	3	排せつ、入浴、衣服の着脱などに全面的な手助けが必要。
	4	食事や入浴、排せつ、衣服の着脱など日常生活に全面的な手助けが必要。
	5	生活全般にわたって、全面的な手助けが必要。

介護保険ってどんな制度？

制度の運営主体は、市町村・東京23区で、介護保険に加入するのは、40歳以上の方です。寝たきりや痴呆などの場合にサービスが受けられます。

① 65歳以上の方（第1号被保険者）
常に介護を必要とする状態（要介護状態）や日常生活に支援が必要な状態（要支援状態）になった場合にサービスが受けられます。

② 40歳から64歳までの方（第2号被保険者）
初老期の痴呆、脳血管疾患など老化が原因とされる病気により要介護状態や要支援状態になった場合にサービスが受けられます。

サービスに要する費用は、公費と被保険者が納める保険料によってまかなわれます。また、介護保険からサービスを受けたときは、1割の利用料を負担していただきます。

●申請からサービスの利用まで

申　　請

介護が必要になったときには、本人や家族が市町村窓口へ要介護（支援）認定を申請します。また介護保険施設や介護支援専門員（ケアマネジャー）に申請代行を依頼できます。

要介護（支援）認定

訪問調査

市町村の職員や介護支援専門員（ケアマネジャー）が訪問し、心身等の状態を聞き取り調査します。

一次判定

訪問調査の結果をコンピュータに入力し、介護に必要な時間（要介護認定基準時間）を推計します。



介護認定審査会

介護認定審査会は保健・医療・福祉に関する学識経験者により構成され、要介護（支援）の判定などを行います。

二次判定

自　立

要支援

要　介　護

1　2　3　4　5

要介護認定の結果に不服がある場合は、介護保険審査会に不服申し立てをすることができます。

ケアプランの作成

要介護（支援）認定を受けた方や家族は要介護（支援）度によって介護保険サービスを選ぶことができます。また介護支援専門員（ケアマネジャー）に相談したり、ケアプランの作成を依頼できます。

居宅サービス

施設サービス

ケアプランの作成

要介護（支援）認定を受けた方は介護保険サービスを選択して利用することができます。さらにサービスを有効に利用するためにケアプランを作成します。ケアプランの作成は介護支援専門員（ケアマネジャー）に依頼することができ、このケアプランに基づいて介護保険サービスを受けます。

●ケアプラン例　要介護3［訪問型］

	月	火	水	木	金	土	日
午前	訪問看護	デイサービス／デイケア	訪問介護	訪問介護	デイサービス／デイケア	訪問介護	訪問介護
午後							
夜	巡回ヘルプ	巡回ヘルプ	巡回ヘルプ	巡回ヘルプ	巡回ヘルプ	巡回ヘルプ	巡回ヘルプ

介護保険サービスの種類

■居宅サービス

訪問介護、　訪問入浴介護、　訪問看護、
訪問リハビリテーション、　居宅療養管理指導、
通所介護（デイサービス）、
通所リハビリテーション（デイケア）
短期入所生活介護（ショートステイ）
短期入所療養介護（ショートステイ）
福祉用具の貸与・購入費の支給
住宅改修費の支給
痴呆対応型共同生活介護（グループホーム）
特定施設入所者生活介護
など

■施設サービス

指定介護老人福祉施設サービス（特別養護老人ホーム）
介護保健施設サービス（老人保健施設）
指定介護療養型医療施設サービス（療養型病床群等）

法まもる 心が築く よい社会

10月1日は「法の日」

10月1日は「法の日」です。「法」が社会において果たす重要な役割を皆さんに理解していただくため、「法の日」の意味やこれが設けられたいきさつなどをお話ししましょう。

法の役割と重要性

個人の自由が保障されていることは、民主主義社会の基本です。自由がないところでは民主主義は成り立たず、人々が幸せな生活を送ることもできなくなります。しかし、ここでいう自由とは、勝手気ままに振る舞ってもよいことを意味するものではありません。他の人々も自分と同じだけの自由を持っているのですから、他の人々の自由も尊重されなければなりません。例えば、土地の所有者が自分の土地を無制限に使って面積いっぱいに建物を建てたとしたら、隣地の所有者は大変迷惑するでしょう。そこで、法は建物を建築する場合には、原則としてお互いに境界から一定の距離を置かなければならないことにするなど、ある程度土地の使用を制限して、互いの権利を調整しています。つまり、民主主義社会においては、法は、それぞれの人の自由を調整し、社会の秩序を保つ役目を果たしているのです。

また、法は暴力を否定します。暴力の肯定は法を軽んじ、自由を否定することにつながるからです。

さらに、民主主義国家の法は、公権力の行使が法に従って行われるべきことを前提として定められています。例えば、課税処分などの行政処分が違法であれば、行政庁にその旨を申し立てたり、裁判所に訴えたりしてその処分の取り消しを求めることもできます。

このように、全ての個人が人間としての尊厳を確保し、個人として尊重されるためには、法により社会の秩序が確立されていなければなりません。我が国が政治、経済、文化等のあらゆる分野でさらに発展し、国際社会において民主主義国家としての信頼を得るためには、国民の間に法の役割や重要性に対する認識が広く行き渡っていることが必要です。

このような法の役割とその重要性を皆さんに理解していただくことを目的として制定されたのが、「法の日」なのです。

これがために、我々は法によって個人の基本的権利を擁護し、法によって社会秩序を確立しなければならない。されにまた国際紛争も、この法の支配の原則によって解決されなければならない。

よって、ここに国をあげて法を尊重し、右の理想と念願を高揚するため10月1日を「法の日」と定めることを提唱する。』

この決議を受けて、昭和35年6月、政府は10月1日を「法の日」と定め、国を挙げて法の尊重、基本的人権の擁護及び社会秩序の確立の精神を高めるための日としたのです。

「法の日」制定のいきさつ

昭和34年10月に開催された裁判所、検察庁及び弁護士会の協議会において、次の決議がされました。

『国民主権のもとに、自由と正義を守り、世界の平和を維持し、人類の福祉に貢献することは、われわれ日本国民の等しく理想とし、念願とするところである。

「法の日」にちなんで無料相談が行われます

①司法書士無料相談

【期間】
10月1日（金）～7日（木）

【場所】
県内各司法書士事務所

【相談内容】
登記、供託、裁判所提出書類の作成など

【問い合わせ】
新潟県司法書士会
TEL025・228・1589

②法務行政相談所

【日時】
10月20日（水）
午後1時～4時

【会場】
六日町役場2階会議室

【相談内容】
◆土地・建物の売買、相続、抵当権設定、土地の分筆・合筆、建物の新築・増築など不動産登記の問題
◆会社の設立・役員変更など法人登記の問題
◆結婚、離婚、養子縁組や国籍取得など戸籍・国籍の問題
◆地代、家賃など供託の問題
◆家庭内、親族間、近隣間のもめごと・悩みごと、いじめ、体罰、不当な差別、虐待など人権の問題

【担当】
法務局職員、人権擁護委員、司法書士、土地家屋調査士

※秘密は堅く守られます。

災害や事故を防止するために注意しましょう



今年（9月21日現在）、湯沢町には台風の影響がほとんどなく、台風シーズンであることを忘れてしまいそうです。でも思い出してください。昨年10月17日の夜から18日の朝にかけて、台風10号の影響で強風（最大風速30．5メートル／秒）が吹き荒れ、大きな被害が出ました。

災害は忘れたころにやって来るといいますが、今年もまだ油断はできません。台風に対する備えはできていますか。

その1　台風が近づいたら

日本は〝台風銀座〟といわれるほど、毎年多くの台風に見舞われ、大きな被害がもたらされています。特に9月は台風シーズンと呼ばれています。ところが、台風の発生数、本土への上陸数はともに8月の方が多いのだそうです。9月が台風シーズンと呼ばれるのは、室戸台風（昭和9年）、伊勢湾台風（昭和34年）など過去に大きな災害をもたらした台風の多くが9月に襲来しているためといわれています。

●瓦、窓、雨戸、雨といなどを点検し、特に商店の看板などは風で飛ばされないようにしておく。

●飛来物によるけがが多発するので、強風のときはできるだけ外出を避ける。

●浸水の心配があるときは、家財道具等を2階など高い場所に移動しておく。

また、台風には大雨が伴います。特に山やがけなどの近くに住んでいる方は、早めの避難が重要です。

●避難するときは、単独行動は避け、行動しやすい服装で、最も安全な道順を選ぶ。

●電気、ガスなど火の元の始末と戸締まりを確実に行う。

●垂れ下がった電線には絶対に触れない。

その2　野山に入ったら

秋は、きのこ採りや紅葉狩りなどで、野山に入る機会も増えますが、十分な準備と注意が必要です。

●行き先と帰宅予定時間を家族に知らせておく。

●防寒具、雨具、食料は必ず用意し、一人での入山はできるだけ避ける。

●携帯電話などの通信手段があれば持参する。



●わからないきのこや山菜は採らない。

●熊に注意する。

●タバコ、たき火の後始末は確実に行う。

その3　旅行に行ったら

秋の行楽シーズン、楽しい旅行が悲しい結果とならないよう、次のことを守ってください。

●飲酒後の入浴、長時間の入浴はしない。

●宿泊する旅館・ホテル等では、必ず非常口を確認しておく。



平成11年度道路交通センサスが行われます

10月～12月に実施されるこの調査は、全国の道路と道路交通の実態を把握し、将来の道づくり計画を策定するために建設省、都道府県等が行う最も基本的な調査です。

調査員が車を運転中の方や車をお持ちの方に対してアンケート調査を行いますので、ご協力をよろしくお願いします。

【問い合わせ】
建設省北陸地方建設局　道路計画第二課
TEL025・266・1171
新潟県道路維持課
TEL025・285・5511

児童手当の口座振込について

6月から9月までの児童手当が、10月13日（水）に指定口座に振り込まれます。後日、確認してください。

●児童手当の目的

生活の安定と次代を担う児童の健全育成・資質向上

●児童手当のしくみ

◆支給対象

3歳未満の児童を養育している人（ただし、所得が一定額以上の場合は支給されません。）

◆手当月額

第1子　5，000円
第2子　5，000円
第3子以降1，000円

◆支給

認定請求をした日の属する月の翌月から開始、支給事由の消滅した日の属する月分で終了します。手当は、毎年2月、6月、10月にそれぞれの前月分までを支給します。

※児童手当の支給対象に該当する方で、請求をしていない方は届け出てください。なお、公務員は勤務先で手続きをしてください。

年金が変更になったら速やかに手続きを

児童手当の所得制限により児童手当を受けられないサラリーマン等（厚生年金等に加入している人）については、その人の所得が一定未満の場合に限って、事業主の全額負担によって特例給付（児童手当と同額）が支給されます。（下表参照）

なお、特例給付を受給している人が会社等を退職すると厚生年金の資格を喪失し、受給できなくなりますので、届出をしなければなりません。加入している年金が変わったときは、必ず福祉保健課に届け出てください。

届出が遅れると受給した手当を返還しなければならないことがありますので、ご注意ください。

【届出・問い合わせ】
福祉保健課福祉係
TEL 84・4560

	該当者		負担
児童手当	被用者	サラリーマン等の厚生年金等加入者	事業主、国、県、市町村
	非被用者	自営業等の国民年金加入者	国、県、市町村
特例給付	被用者	所得制限により児童手当が支給停止となる者のうち、一定の所得未満の者	事業主

10月1日は「土地の日」、10月は「土地月間」です

大規模な土地取引を行ったら2週間以内に届出を

国土利用計画法第23条第1項の規定により、大規模な土地について売買等の取引をした場合は、市町村の役所を通じて県知事に届け出る必要があります。土地の権利取得者（売買の場合は買主）は、土地の利用目的、取引価格等を契約締結後2週間以内に、土地の所在市町村の役所に届け出てください。

届出のあった土地について、県知事は適正かつ合理的な土地利用を図るため、その利用目的に関して必要な助言、勧告等を行う場合があります。

※届出の必要な面積要件

市街化区域（湯沢町にはありません。）：2，000㎡以上
都市計画区域（大字湯沢・神立・土樽）：5，000㎡以上
都市計画区域外（大字三国・三俣・土樽の一部）：10，000㎡以上

㊟届出が必要であるにもかかわらず、契約締結後2週間以内に届出をしなかった場合や虚偽の届出をした場合には、国土計画法違反で6ヵ月以下の懲役または100万円以下の罰金に処せられる場合があります。

【問い合わせ】
企画調整課　TEL 84－2212

10月は「高年齢者雇用促進月間」です

少子化とともに高齢化が急速に進展し、「超高齢化社会」の到来が見込まれるなかで、経済社会の活力を維持していくためには、高齢者の活用が欠かせません。

平成13年度からは厚生年金の支給開始年齢が引き上げられ、60歳定年制の場合、年金支給との間に空白が生じます。従業員の高齢期の生活不安等を払拭する意味において、事業主の皆さんに65歳までの継続雇用制度にご理解をいただき、早急に取り組みについてご協力をお願いします。

～六日町公共職業安定所～

南魚沼シルバー人材センターから

Q どんなところですか？

南魚沼郡内にお住まいのおおむね60歳以上の健康で働く意欲のある人の集まりです。働くことで社会の役に立ちたいと考えています。あなたも会員になりませんか。



Q どんな仕事をしていますか？

例えばこんな仕事です。

○庭木剪定、簡単な大工・ペンキ塗り、襖・障子張替え、雪囲いなど
○宛名書き、賞状書き、自動車運転、封筒詰めなど
○草刈り・草取り、屋内外の清掃、施設・物品管理など
○福祉・家事援助サービス、旅館手伝いなど

その他何でもご相談ください。ただし、危険な仕事、きつい仕事は除きます。

Q 仕事を頼むときは？

電話でお問い合わせください。仕事の内容と金額を決定し、会員が仕事をします。仕事が終わりましたら、事務所から請求書を月末締めでお送りしますので、指定口座に振り込んでください。

10月は「シルバー人材センター事業普及啓発月間」です。ご利用をお待ちしています。

【連絡先】 湯沢事務所　TEL 84 － 2850

✲✲アルプの里花だより✲✲

イワシャジン、ブットレア、シラタマノキ、ツリフネソウ、イワインチン、レッドバタフライ、シュウメイギク、スピードリオン、ヤクシマケイビラン、タマアジサイ、洋種フウロソウ、ワレモコウ、オオベンケイソウ、ハクチョウカ、エゾシボリハギ、クジャクアスター、キンロバイ、桃色ミケルスデージーなどが見ごろです。

シュウメイギク↓
江戸時代に中国から渡来。庭先等によく植えられます。薄紅色から白花種、一重咲きから八重咲きまでバラエティに富んでいます。





イワインチン↑
本州の中部以北の高山に自生。秋、高山の花が枯れ始めるころに黄色の小球状の花が集まって咲くので、一際目をひきます。

イワシャジン↓
本州中部、関東の山地の岩壁に自生。茎も葉も糸のように細長く岩壁からたれて、紫色の釣鐘型の花を下向きに咲かせます。



<スナップ>

敬老会







9月14日、湯沢町の73歳（平成12年3月31日時点）以上の方502人が集まり、カルチャーセンターで「敬老会」が行われました。

全員に祝菓子とタオルが贈呈され、祝宴では湯沢町芸能協会の詩吟・唄・踊りと土樽保育所園児による楽器の演奏・歌が披露されました。また、88歳となられた方に新潟県知事からホームウエアが、また90歳以上の方には湯沢町長から祝金が贈られています。

今日の私たちがあるのは、多年にわたり社会の進展に寄与されてきた高齢者の方々のおかげでもあります。感謝しましょう。

魚沼サンティックスクールの職業能力開発講座

○ウインドウズコース
10月18日～11月18日の月・木曜日
午後6時30分～9時30分
受講料…17,000円（テキスト代別）
申込締切…10月7日（定員10名）

○監督者訓練・人の扱い方コース
11月8日～12日
午前9時～11時または午後6時30分～8時30分
受講料…7,000円（資料代含む）
申込締切…10月25日（定員6～10名）

○調理3日間実技コース
11月2・9・16日
午前9時30分～午後3時30分
受講料…9,000円（材料費含む）
申込締切…10月19日（定員30名）

○2級エクセルコース
11月22日～12月13日の月・水・木曜日
午後6時30分～午後9時30分
受講料…19,000円（テキスト代別）
申込締切…11月8日（定員10名）

【申込・問い合わせ】
六日町大字西泉田48－1
魚沼サンティックスクール
TEL 72・4554

※定員になり次第締め切りますので、お早めにお申し込みください。

日用品（不用品）をご提供ください

～福祉ボランティアまつり～

10月17日（日）、福祉センターで「第6回福祉ボランティアまつり」が開催されます。

当日は、各ボランティアグループの活動紹介、介護用品の紹介や相談などのほかに毎年好評の日用品（不用品）バザーを行います。

つきましては、ご家庭の押し入れ等に眠っている引き出物等日用雑貨のご提供をお願いします。

ご自分には不用品であっても、ほかの方にとっては役立つ物かもしれません。そんな品物（新品に限ります。）がありましたら、ぜひご寄付くださいますようお願いします。

また、数がたくさんある、車がなくて運べないといった場合は、お宅まで伺いますのでご連絡ください。

【収集期間】
9月27日～10月15日

【連絡先】
湯沢町社会福祉協議会
TEL 84・4111

臨時職員募集

～特別養護老人ホーム「ゆのさと園」～

職員の出産休暇に伴う代替職員を募集します。

【職種】
看護職員１名…看護婦（士）または准看護婦（士）の免許を有する方
介護職員１名

【問い合わせ】
詳細については、お問い合わせください。
ゆのさと園　TEL 84 － 3785

◆◆六日町保健所から◆◆

	日時・会場	対象・内容等	申込
さわやか親子交流会（口唇口蓋裂児をもつ親の集い）	10月 20日（水） 13：30～15：30 六日町公民館	口唇口蓋裂のお子さんとその家族の方を対象とした交流会です。日ごろ、子育てのなかで不安や心配はありませんか。同じ悩みを持つ方との話し合いの場にしていただければと思います。 ●懇談会での助言者 新潟大学歯学部附属病院　第二口腔外科 中野医師	10月18日（月）までに 医薬予防課（TEL 72－2457）へ。
難病医療相談会	10月 22日（金） 13：30～15：30 六日町保健所	手足のふるえ、動きの悪さ、しびれ、足のもつれ、しゃべりにくさ、表情がなくなった、だるい、めまいがする、筋肉がやせてきたなどの症状で困っている方及びその家族の方が対象です。 ●担当 国立療養所西小千谷病院神経内科専門医 ※希望により保健婦、精神保健福祉相談員、管理栄養士による相談も受けられます。	10月20日（水）までに 地域保健課保健指導係（TEL 73－3371）へ。
不妊・更年期相談会	10月 27日（水） 13：30～16：00 六日町保健所	不妊、婦人科疾患、更年期障害等女性の心身の健康に関する相談を希望する方を対象に、専門医師が個別相談を行います。 ●担当 産婦人科医師（六日町病院　須藤診療部長）、保健婦、管理栄養士	10月26（火）までに 地域保健課（TEL 72－2457）へ。

介護保険のお話を聞く会

寝たきりや痴呆の方が増える一方で、家族だけで介護することは難しくなっています。介護は誰もが直面する問題です。多くの皆さんのご参加をお待ちしています。

【日時】
10月1日（金）
午後1時30分～3時30分
【会場】
湯沢町公民館　研修室
【講師】
上村　宣之
（湯沢町福祉保健課長）
【主催】
湯沢地区婦人会

労働者50人未満の事業場のみなさん、医師が健康相談に応じます（無料）

【日時】
10月6日（水）
午後3時～4時
【会場】
湯沢町診療所
【問い合わせ】
地域産業保健センター
TEL 73・2921

きのこ講習会

きのこ採りの季節となりました。きのこについて正しい知識を持ち、食中毒等を防止しましょう。

【日時】
10月7日（木）
午前10時～
【場所】
大和町サイクリングターミナル
【内容】
午前10時～「きのこ採り」
（おにぎり等を持参してください。きのこ汁をサービスします。）

午後1時15分～「講演」
※講演だけ参加も可。
【講師】
山田　敏男
【主催】
南魚沼郡食品衛生協会
調理師会南魚支部



掲示板

宮本和知氏（元読売巨人軍）講演会

湯沢町基礎教育スキー指導員会では、創立40周年を記念して講演会を開催します。入場無料、講演終了後抽選会もあります。ぜひおいでください。

【日時】
10月3日（日）午後1時30分開演
【会場】
湯沢町公民館ホール
【問い合わせ】
林嘉彦（TEL 090－3757－1122）

巡回無料法律相談

新潟県弁護士会による法律相談が実施されます。ぜひご利用ください。

なお、相談は一人20～30分で、お受けできる人数に限りがありますので、お早めにお申し込みください。

【日時】
10月12日（火）
午後1時～4時
【会場】
湯沢町役場2階応接室
【担当弁護士】
大塚　勝
【申込】
役場総務課庶務係
TEL 84・3451
※先着順。定員になり次第締め切らせていただきます。

「過労死」等無料相談

医師等の専門家のご協力を得て、「過労死」等の相談をお受けしています。

【日時】
毎月第2月曜日
午前10時～午後4時
【場所・電話番号】
新潟市東大通2－5－8
東大通野村不動産ビル2階
(財)労災年金福祉協会
TEL 0120・603－4
【主催】
(財)労災年金福祉協会
※秘密は厳守されます。

心配ごと相談

10月6日（水）
相談員　橋本　秋治
　　杉本　芳枝
10月13日（水）
相談員　高橋　武成
　　南雲ミヨシ
10月20日（水）
相談員　井熊　秀夫
　　杉本　芳枝
10月27日（水）
相談員　橋本　秋治
　　高橋トミエ
【会場・時間】
福祉センター
午後1時～4時
※時間中は、電話（TEL 84・4－3）での相談もできます。

行政相談

10月16日（土）
午後1時～3時
湯沢町公民館
相談員　田村藤治郎

～ 10月の暦 ～

ごみ収集

※問い合わせ　住民課環境公害係 TEL 84－3453

区分	出し方	湯沢東	湯沢西	土樽・神立	三国・三俣
可燃ごみ	(注)のとおり。	㊊・㊌・㊎(11日・29日は休み)		㊋・㊍・㊏	
ダンボール	紐を十字にかける。	14日・28日	12日・26日	13日・27日	18日
新聞・雑誌・チラシ		7日	5日	6日	4日
ペットボトル	不燃ごみ指定袋に入れる。袋を二重にしないこと。	21日	19日	20日	25日
空き缶		5日	7日	4日	1日
空きびん		12日	14日	18日	8日
その他の不燃ごみ		19日	21日	25日	15日

(注) 事業系可燃ごみは黄色の指定ごみ袋で、一般家庭の可燃ごみは指定された方法で出すようお願いします。
◎ガラス等（その他の不燃ごみ）は、新聞紙等に包んでから指定ごみ袋に入れて出してください。
◎いずれのごみも、重さ10Kg以下で出してください。
◎収集日の午前8時まで（時間厳守）に収集場所へ搬出してください。
◎毎月29日は、曜日にかかわらず収集はお休みです。ご注意ください。

保健衛生行事

※問い合わせ　保健センター TEL 84-3149

日	種目	対象	時間	会場
7㊍	リハビリ	訓練参加者	13:30～15:30	保健センター
8㊎	シルバー温水健康体操⑨	申込者	10:00～11:30	プール「オーロラ」
12㊋	1歳むし歯予防教室	H10年7・8月生まれ H10年9・10月生まれ	10:00集合 10:30集合	保健センター
	精神保健相談	希望者（要申込）	13:30～15:00	六日町保健所
18㊊	シルバー温水健康体操⑩	申込者	10:00～11:30	プール「オーロラ」
20㊌	1歳6ヵ月健診	H10年2・3月生まれ	9:00集合	保健センター
21㊍	リハビリ	訓練参加者	13:30～15:30	〃
22㊎	難病医療相談会	申込者	13:30～15:30	六日町保健所
27㊌	乳児健診	H10年12月・H11年6月生まれ	13:00集合	保健センター

※10月4日～10日は「健康づくり週間」（1頁参照）です。各種催し物への参加をお待ちしています。

予防接種

※問い合わせ　保健センター TEL 84-3149

日	種類	対象	時間	会場
7㊍ 14㊍ 21㊍	ポリオ	春と秋の2回接種します。 初回：H11年2月～H11年6月生まれ 追加：H10年7月～H11年1月生まれ	14:30～15:30	湯沢町国保診療所2階集団検診室

◎持参するもの：母子手帳、予診票、受診券、体温計、筆記用具
◎必ず実施時間内に来所してください。接種料金は無料です。

10月の救急診療当番

日	時間	内科		外科
2(土)	12:00 ～ 18:00	つくし診療所	TEL 79－3198	六日町病院
	18:00～翌朝6:00	六日町病院	TEL 72－7111	六日町病院
3(日)	9:00 ～ 16:30	休日救急診療所	TEL 73－6688	休日救急診療所
	18:00～翌朝6:00	六日町病院	TEL 72－7111	六日町病院
9(土)	12:00 ～ 18:00	萌木園デイケア診療所	TEL 77－4777	大和総合病院
	18:00～翌朝6:00	大和総合病院	TEL 77－2111	大和総合病院
10(日)	9:00 ～ 16:30	休日救急診療所	TEL 73－6688	休日救急診療所
	18:00～翌朝6:00	大和総合病院	TEL 77－2111	斎藤記念病院 TEL 73-5111
11(月)	9:00 ～ 16:30	休日救急診療所	TEL 73－6688	休日救急診療所
	18:00～翌朝6:00	六日町病院	TEL 72－7111	六日町病院
16(土)	12:00 ～ 18:00	湯沢町診療所	TEL 84－2303	六日町病院
	18:00～翌朝6:00	六日町病院	TEL 72－7111	六日町病院
17(日)	9:00 ～ 16:30	休日救急診療所	TEL 73－6688	休日救急診療所
	18:00～翌朝6:00	大和総合病院	TEL 77－2111	大和総合病院
23(土)	12:00 ～ 18:00	高橋医院	TEL 84－2410	斎藤記念病院 TEL 73-5111
	18:00～翌朝6:00	六日町病院	TEL 72－7111	斎藤記念病院 TEL 73-5111
24(日)	9:00 ～ 16:30	休日救急診療所	TEL 73－6688	休日救急診療所
	18:00～翌朝6:00	六日町病院	TEL 72－7111	六日町病院
30(土)	12:00 ～ 18:00	岡村医院	TEL 83－2005	大和総合病院
	18:00～翌朝6:00	大和総合病院	TEL 77－2111	大和総合病院
31(日)	9:00 ～ 16:30	休日救急診療所	TEL 73－6688	休日救急診療所
	18:00～翌朝6:00	六日町病院	TEL 72－7111	六日町病院

※問い合わせ　日曜・祝日 ⇨ 休日救急診療所　TEL７３－６６８８
その他の日 ⇨ 魚沼消防本部　TEL８２－１２１１

ご結婚おめでとうございます

9月9日　中村　徹矢さん（谷地）
（井）　美雪さん（萩原）
♡メッセージ♡　二人で一緒に幸せになります。
9月10日　森下　友和さん（六日町）
（森下）　由子さん（大島）



お誕生おめでとうございます

8月26日　樋口　凌真（りょうま）さん（栄町、学・重子さん）
8月29日　若井　結（つなき）さん（下中、克仁・由佳子さん）
9月1日　櫻井　紅莉（あかり）さん（滝沢、秀文・麻衣子さん）
9月7日　樋口　滉平（こうへい）さん（宮林、晃・美智子さん）



ご逝去お悔やみ申し上げます

9月4日　富沢　秀子さん（二居、76歳）
9月4日　剣持　一子さん（宮林、95歳）
9月7日　南雲　初恵さん（谷後、86歳）
9月11日　劔持　梅好さん（土樽、81歳）
9月13日　笛田　スイさん（芝原、82歳）
9月16日　髙橋　安昌さん（上中、72歳）

※類似文字で表記する場合があります。ご了承ください。
※広報に掲載してほしくない場合は、届出の際に申し出てください。